

国家と市民社会の現代理論 (10)

柴田 高好

目次

- 第一章 国家と市民社会の原型理論
- 第二章 国家と市民社会の展開理論
- 第三章 国家と市民社会の現代理論
 - 序節 アプローチの方法
 - 第一節 国家バイアスのアプローチ
 - 第一項 国家の第一次性
 - 第二項 国家と暴力(以上第二四五号)
 - 第三項 国家と民主主義(第二四七号)
 - 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
 - 第一項 市民社会の第一次性(第二五一号)
 - 第二項 丸山眞男の政治理論(第二五五号)
 - 第三項 マルクス主義国家論(二〇世紀後半の古典的マルクス主義国家論——廣松渉のばあい(第二五七号) ネオ・マルクス主義国家論——ニコス・プーランザスのばあい(一)(第二六一号) ニコス・プーランザスのばあい(二) マルクス主義国家論と市民社会バイアスのアプローチ)

- (第二六一号)
 - 第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
 - 第一項 折衷的アプローチ——ボブ・ジェソップ(第二六三号)
 - 第二項 諸種の弁証法的アプローチ——シーダ・スコッチボル、フレッド・ブロック、ポール・トーマス(第二六五号)
 - 第三項 マルクス弁証法的アプローチ考(本号)
 - 第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
 - 第三項 マルクス弁証法的アプローチ考
 - (若きマルクスにおける国家と市民社会の二重構造論 マーク・ネオクレアスのヘーゲルのマルクス主義 近代国家論)
- 若きマルクスにおける国家と市民社会の二重構造論
- 近代にのみ見られる国家と市民社会の弁証法的二重構造に関して
- は、これまで折々必要に応じ断片的に触れ、特に第三節第一項就中
- 第二項では代表的な諸理論のメリットとデメリットを吟味してき

た。ここでは改めてその原理的考察を試みる。この場合ヘーゲルに對するマルクスの国家と市民社会の批判的把握が最も重要となる。若きマルクスのヘーゲル国家論批判こそは、なによりも私の学的原点、私の政治学的端緒に外ならないからである。その詳細は拙著『ヘーゲルの国家理論』(一九八六年)で展開した。故に、今は主に簡潔にそれからの重要かつ不可欠な部分の抜粋、引用に止めたい。

ヘーゲルの『法哲学』Grundlinien der Philosophie des Rechtsは周知の通り、〈家族・市民社会・国家〉のトリアードから成るが、ここでは家族を除き国家と市民社会の考察に絞る。ヘーゲルにおいて市民社会は一言にして人倫の喪失態、国家は逆に人倫の現実態であつて、この両者の混同は決して許されない。国家は市民社会の内的矛盾を止揚したより高次の存在だからである。市民社会の内的矛盾とは何か。それは、市民社会における欲求の体系と全面的依存性の体系、前者の特殊性と後者の普遍性との矛盾・対立のことである。そしてその矛盾の統一が近代市民社会固有の弁証法をなす¹⁾。ヘーゲルはこの市民社会の典型・代表を北アメリカに見た。ところで甚だ煩らわしいことにヘーゲルの国家には実は二つあるのだ。一つは理性国家、もう一つは悟性国家ないし外的国家である。理性国家は人倫の現実態としてのヘーゲル本来の国家である。對して悟性国家とは、より低次の市民社会レベルの国家を指す²⁾。この二つの国家は間々極めて混同され易く、十分な留意が肝要である。更に注意すべきは、理性国家ではなく悟性国家こそが、今日我々が近代国家と称している普通の国家だということである。先述したようにヘーゲルはなによりもアメリカの国家がその最も代表的存在と記している³⁾。

従つて我々にはさしあたりこの市民社会レベルでの悟性国家、そこでの国家と市民社会の関係が最も問題となる。私見に依れば、まず国家と市民社会との形式的関係では、(1)市民社会全体を即国家とする、(2)市民社会の中の全面的依存性の体系のみを国家とする、(3)欲求の体系を市民社会(狭義)に、全面的依存性の体系を国家とする、の三通りがある。そして内容的には、形式的関係の最後の(3)における、欲求の体系⇨市民社会と全面的依存性の体系⇨国家との関係が、前述した矛盾の統一としての弁証法的構造をなすものと私は理解する。まさにここに近代における国家と市民社会の弁証法的把握のいわばルーツ乃至原型がある⁴⁾。

さて人倫 Stichtate とはヘーゲルにおいて、普遍性を第一としその普遍性と特殊性との絶対的合一を云う⁵⁾。従つて特殊性を第一としそれと普遍性とが対立しつつ矛盾的に統一している市民社会は、人倫態に非ずして人倫の喪失態だとされる⁶⁾。その最も端的で具体的な例がヘーゲルの所謂ペーベル Pöbel (rabble) の輩出である⁷⁾。

『ペーベル Pöbel とはなにか。ヘーゲルはいう。『大衆が社会のメンバーに必要な生計様式としておのずから調整される一定の水準の様式以下に低下すると、そして同時に自分自身の活動と労働とによつて生活を維持する権利、正義および誇りの感情を失うようになると、ペーベルが生み出される』(§ 244)、『貧困そのものはだれをもペーベルにはしない。ペーベルは、貧困と結びついた心的態度や富者、社会および政府などに対する内心の反抗によつてはじめて規定される。これにさらに偶然に頼る人間は軽佻で労働をきらうよう

になるということが結びつく。たとえばナポリの乞食のように』(§242)と。貧困がペーベル発生の最大原因だとしても、すべての貧民がただちにペーベルになるわけではない。ペーベルは、第一に、貧民のうち、金持、社会、さらに政治に対して内心の憎悪を抱き、『政府の側に悪意または民衆よりも善くない意志があると前提し、一般に否定的な立場に属する』(§301)もの、つまり強い反体制的心情、心術を有するものであり、第二に『自分の労働によって自分の生計を見いだすという誇りをもたないのに、権利としてその生計を要求する悪弊』(§244)に陥っているもの、労働ぎらいの心術をもっているものである。このようなペーベルは、権利主体、欲求主体、そして労働主体としての市民社会的人間としての範疇を大きくふみはずすものにほかならず、市民↓貧民↓ペーベルといふこの流れの増大は、市民社会自体の存亡、その解体にかかわる由々しき脅威といわねばならない。

「だが、では、世の公権力による救貧対策、救貧行政の効果と結果はいかなるものであったか。次は、それについてのヘーゲルのあまりにも有名な叙述である。『もし貧困に瀕した大衆を彼らの正常な生活様式の境遇に保つべき直接の負担が、金持のほうの階級に課せられるか、あるいはそのための直接の手段が、他の公の所有(富裕な病院、慈善施設、僧院)のなかにあるとすれば、困窮者の生計は労働に媒介されることなしに保障されることになるであろう。しかしそのようなことは市民社会の原理に、すなわち市民社会を構成している諸個人の自立と自尊の念という原理に背くであろう。それとも困窮者の生計が労働力によって(労働への機会によって)媒介

されるとすれば、その場合には生産の量は増大するであろう。だが禍はまさに、生産の過剰および(彼ら自身また生産者でもあるところの)それに比例する消費者の数の不足のなかにあるのであって、この禍は上述の二つのいずれの方法によっても増大するばかりである。ここに、富の過剰にもかかわらず市民社会が十分に富裕ではない、という現象、換言すれば、市民社会はその固有の財産をもつても、貧困の過剰とペーベルの発生を防止するには十分に富んでいないことが表面化するのである』(§245)。特殊の欲求の体系における、一方の奢侈の増大と他方の窮乏の増大、両者の紛糾状態、そこからするペーベルの発生、そしてまさに、これに対応すべきは、その全面的依存性の体系、普遍的公権力による行政の重要な一環たる救貧行政が、なんと結局は、一方における富の過剰 *Übernahme des Reichthums* と他方における貧困の過剰 *Übernahme der Armut* との矛盾対立を解決できず、ペーベルそのものの出現をもまったく防ぎえない、というのである。

『これらの現象は大規模には、イギリスの例を研究すれば、もっと詳細にいえば、救貧税、無数の慈善施設、また同様に無制限の私的慈善事業がもたらした諸結果、とりわけ同時に職業団体の廃止がもたらした諸結果を研究すればわかる。イギリス(とくにスコットランド)では、貧民に対する、とくに社会の主観的土台である恥と誇りの念の放棄に対する、そしてペーベル発生の根源である怠惰、浪費などに対する、もっとも直接的な手段は、貧民をその運命にまかせ、おおっぴらに乞食せよと命ずるといふことである。ことが実験済みなのである』(§245)。貧民―ペーベル対策として、なにもせず

に彼らをただの運命にまかせ、大道で乞食をせよと命ずることだけが、もっとも直接的な効果策であるというヘーゲルのこの皮肉な言葉ほど、行政、救貧行政の根元的無力性、無効性をあらわにしているものはないであろう。それは、貧富の対立、相当な経済的不平等にもかかわらず、分業の発達と生産の増大が、社会の最下層の者までも十分に潤す一般的富裕を可能ならしめるとした、アダム・スミスの樂觀的な市民社会観と隔たっていることか⁸⁾。しかしこの「もっとも肝腎な貧民―ペーベル問題に対して、行政はまったくの無力をさらけ出したのである。市民社会はこれを放置しておくことができるであろうか。もちろんできるはずはない。腕を拱いて放置しておけば、貧民―ペーベルがいかなる社会的政治的行動に出るかまったく予測できないが、少なくともそれは市民社会とその原理に対する重大な脅威、挑戦であることは間違いないからである。だからこそ、行政がもともと不可避、不可欠なものとして要請もされたのであった。ところが、いまやその行政も不十分であり、なんの役にも立たないという危機的事態に立ちいたった。これに対して、市民社会はさらにどうすべきか、なにをなすべきであろうか。市民社会にとつても、ヘーゲルにとつても、これこそはまさに核心的大問題であった」⁹⁾。

ここに至り市民社会自身己れが人倫の喪失態たるその所以と根因を深く省み、自己を否定・止揚して人倫の現実態たるヨリ高次のレベルの国家、理性国家に移行する外に途は無い、とヘーゲルは思考した。その移行過程において、市民社会は利己的な欲求の体系をも部分的な人倫的存在としての階層¹⁰⁾に改変してゆく。この諸階層

Stände は、農民階層、商工業階層とその組織化としての職業団体 Korporation (corporation) 及び普遍的階層として公務員・官僚の三者に分けられる。その夫々の階層内にあっては、各人は自らの特殊性をその所属する階層の普遍性に合致せしめ、その一点では市民社会は人倫的存在に一步近づく。だがその人倫性は各階層の内部にのみ止まり他の階層や社会全体には及ばない。故にその限界を突破すべくヘーゲルにおける国家への飛躍が求められるのである。ここで若干注意すべきは、第一に商工業階層の職業団体が、司法や行政と並んで全面的依存性の体系つまり市民社会レベルの悟性国家の一端をなしているということ。その第二は、ヘーゲルが通常の近代国家では司法、行政機関と並びそれ以上に重要な立法機関たる議会については全く触れていないことである。これは市民社会レベルの悟性国家は真の国家ではないことを示しているのである¹¹⁾。

ヘーゲルの理性国家に移ろう。「市民社会は特殊の意志としての各人の欲求とその体系を第一とし、これを出発点としていた。国家は反対に普遍的な実体的意志を起点とする。『国家は実体的意志が現実にあらわれたものであり、そのあらわれを普遍性へと高められた特殊的自己意識の形でもつのであるから、国家は即自而对目的理性的なものである。この実体的統一は絶対不動の自己目的をなし、自由はそこにおいてその最高の権利に達する。同時にこの究極目的は個人に対して最高の権利を有し、個人の最高の義務は国家の成員であることにある。……結合そのものがそれ自身個人の真実の内容と目的であり、個人の使命は普遍的生活を送ることにある。個人のその他の特殊的満足、活動、態度様式は、この実体的なものおよび

普遍妥当的なものをその出発点および結果としているのである』(§ 258)。『自由を考えると、われわれは個別性、すなわち個別的自己意識からでなく、自己意識の本質から出発しなければならぬ。がんらい人間がそれを知ると知らざるとにかかわらず、この本質こそ独立自存の力としてみずからを実現するものであり、そこでは個別的な個人はたんなる契機にすぎないからである。国家が存在することは世界における神の行進であり、国家の根柢は自己を意志として実現する理性の力である』(§ 258 Zu)。『国家の目的は普遍的利益それ自体であり、特殊的利益はおのれの実体としてのこの普遍的利益のなかに保持される』(§ 270)。かかる国家観は、個人の財産、生命、正義、権利と福祉、および良心などを守ることを第一義とし、国家はいわば本質的にそれらのための手段にすぎないとする、近代自然法的な市民社会的国家観とは決定的に相違するといわねばならない¹²⁾。

ヘーゲルの説く国家、理性国家は理念的、本質的にかかる国家を最高位とする人倫共同体的存在である。そして具体的にそれは君主権、統治権、立法権、市民社会(狭義)、つまり君主、官僚、議会そして国民から成る有機的な立憲的君主体制である。市民社会レベルの悟性国家における権力分立体制、つまり立法権と執行権との均衡ないし両者の矛盾的统一は否定され、なによりも執行権力が第一の地歩を占る。その執行権力のトップが最終・最高の決定権すなわち、われ意志する Ich will の決断的主権的存在たる君主であり、次いで統治権の主体である普遍的階層としての官僚が坐る。ヘーゲルはこの「統治権を包摂作用 Subsumtion と説明する。『特殊の領域

や個々の事件を普遍的なるものものと包摂する権力』(§ 273)、『特殊性の契機、換言すれば特定の内容、およびその普遍的なるものものとへの包摂の契機』(§ 283)と。この包摂の意味をヘーゲルはことさらには説明していないが、別のところで次のようにいつているのがそれに当たると考えられる。すなわち、『普遍的な国家利益や法律的なものをこれらの特殊の権利のうちに確保し、また特殊の権利を普遍的な国家利益に連れ戻す』(§ 289)と。つまり国家的普遍性を市民社会的特殊性のなかに貫き、逆にまた市民社会的特殊性を国家的普遍性に帰着せしめるということである。もしそうなら、それによつてはほかならぬ普遍性と特殊性との、実体性と主体性との絶対的合一たる人倫的国家それ自体の目的が実現されるのである。その具体的作用が包摂作用としての統治権ということになる。ほかならぬ統治権の重要性がそこにあり、だからこそそれは最終決定に次ぐ君主権の第二の契機ともされたのである。(中略) 全体的包摂作用としての統治権は、ヘーゲルにおいて君主権と並ぶいわば実質的な国家、国家のケルンといつていいのである¹³⁾。

ならば立法権はどうか。「ヘーゲルは立法権を構成する三つの契機について次のようにいう。すなわち、『総体としての立法権には、まず最初に zumacht 二つの別の契機が働いている。つまり、最高決定が帰属するものとしての君主という契機と、国家全体をその多様な面について、またその内部において確定された実際の諸原則についてこれらを具体的に知りかつ展望し、同時に国家権力の要求を知悉してとくに審議する契機としての統治権とである。最後に endlich 議会という要素がくる』(§ 300)。かくて、(中略) 君主は国

家の最終決定権、統治権、立法権のすべてに、官僚は統治権と立法権との二つに、議会はただ立法権に、しかもその最下位においてのみかわるにすぎないこととなる。ヘーゲルの議会は国権の最高機関ならぬ国政の最低機関なのである¹¹⁾。つまり、「議会という制度は、それによって国務がそれ自体としてもっともよく審議され、決定されることを使命とするものではなく、この面からすれば、議会はたんに一つの附属物 *Zuwachs* をなすにすぎない」 (§ 314) のだ。なぜであろうか。

ヘーゲルはいう。「議会の討議の必要あるいは効用に関して常識がまず通常抱く考えはおそらく主として、民衆の選んだ代議員あるいは民衆は、自己の最善に役立つものはなんであるかをも、もっともよく知っているに違いないということ、また民衆はこの最善のために疑いもなく最善の意志を有するはずだということである」 (§ 301) と。だがヘーゲルは前者に関しても後者に関しても、いずれも否定的である。第一、ヘーゲルによれば民衆とは、「自己の意志するところを知らない部分の成員をあらわす。……人がなにを意志するか、さらに進んで、即自而对目的に存在する意志、理性がなにを意志するかを知ることは、深い認識と洞察との所産であって、これはまさに民衆の知ることがらではない」 (§ 301)。当然その民衆の選んだ代議員のよる議会にもそれは求めることはできない。その点ではむしろ、『国家の最高官吏たちのほうが、必然的に、国家の諸制度や諸欲求の本性に対するいっそう深くいっそう包括的な洞察を有するとともに、これらの職務についてのいっそうの技能と習熟とを有し、議会の開期中に絶えず最善をつくさねばならないことはもちろんだ

が、議会なしでも最善をつくすことができるのである」 (§ 301)。第二にヘーゲルは、「普遍的な最善に対して議会がとくに善き意志を有するという点に関していえば、政府の側に悪意もしくは民衆よりも善ならざる意志を前提することは、ペーベルの考えるところであり、一般に否定的なるものの立場に属することである」 (§ 301) といって、国政に関する善き意志についても、議会よりは政府官僚に軍配を挙げる。また、国家における公共の福祉と理性的自由の保障についても、『君主主権、王位継承の世襲性、裁判所構成などのごとき諸制度があつて、これらによってこの保障は、議会におけるよりもいっそう強度に保たれている」 (§ 301) とする。要するに、国政に関する深い認識や洞察においても、国家のために最善をつくさんとする善き意志その他においても、議会は普遍的身分たる官僚にとうていはるかに及ばない、とヘーゲルは考えるのである。

では国家における議会の存在理由はなにか。ヘーゲルによれば、それはまず政府と市民社会 (狭義) との間の媒介機関ということである。『媒介機関としてみられた場合、議会は一方の政府一般と他方の特殊的領域および諸個人のなかに解体した民衆との間に立っている。この規定からして議会には、国家および政府の感覚、心術とともに特殊的諸圏および個々人の利益に関する感覚、心術が要求される」 (§ 302)。もともとヘーゲルの国家 (広義) にあっては政治的国家と市民社会 (狭義) とは、市民社会 (広義) におけるように矛盾対立しつつ統一しているという弁証法的統一ではなく、むしろその矛盾対立を揚棄した有機的統一をなしているのであった。したがって、市民社会 (狭義) の主体的洞察と意志とが国家において対自

化される場が議会だとしても、それは議会が国家や政府と対立する場であることを意味しない。『対立関係に立つて一方の極端に位置を占める一定の契機が、同時に中間項をなすことよって一極端であることをやめ、有機的な契機をなすということは、もつとも重要な論理的洞察に属する。ここに考察された対象について、この面を強調することはいよいよ重要である。なぜなら議会をもつてもつぱら政府に対立するものとなす見地から、あたかもそれが議会の本質的地位であるかのように考えることが往々行なわれているが、これはもつとも危険な偏見に属するからである。有機的にすなわち総体的に考えるならば、議会という要素は媒介という機能によつてのみその存在の意義をなす。したがつて対立そのものは仮象にすぎない。対立があらわれた場合、もしそれがたんに皮相なものに關するにとどまらないで、実際に実体的対立となつたとすれば、国家は没落に陥るであろう』(§ 302)¹⁵。

この議会は第一院と第二院との二院から成り、第一院は農民階層の世襲、第二院は商工業階層、職業団体からの選出によつて構成される。さて「これまでヘーゲルの人倫的国家における、君主権、統治権、立法権、具体的には君主、官僚、議会という政治的国家面、換言すれば政治的国家からする市民社会への作用の面を考察してきた——それは国家と市民社会との媒介機関としての議会についても変わらない——が、こんどは市民社会の主体性ないし市民社会からする政治的国家への作用をみることにする。ヘーゲルの有機的国家にあつては、市民社会はその相対的独自性を確保しながらも、全体的に実体としての政治的国家に従属しつつそれと合一しているの

あつた。したがつてそこでは、市民社会(狭義)における国民の自由は、人権つまりいわゆる権力からの自由としての自由主義的自由でも、また権力への自由としての民主主義的自由のいずれでもありえない。そもそもヘーゲルによれば、それらは基本的に市民社会(広義)の悟性国家における恣意的自由に属するものであつて、ヘーゲルの国家における自由とは、かかる悟性的な恣意的自由の否定性を止揚した、真に理性的な人倫的自由であるからである。しかしだからといつてヘーゲルの国家も、その市民社会における国民の主体的自由をいっさい認めないというのではない。『形式的主体的自由とは、個々人が個々人として、普遍的な重要事に関する自分自身の判断・意見・提言をもち、これを開陳することである』(§ 316)とヘーゲルはいふ¹⁶。だが、そこでの言論の自由とは結局国民の不平等、不満のガス抜きによる国家の安全弁となり、所謂世論なるものには真理と誤謬との二重性が内包されていると云う。とはいへ、一般の国民はそれを自ら識別する能力を持たず、ただ時の英雄・偉人のみがそれを可能にし彼が時代を実現する¹⁷、と説くのである。そしてこのヘーゲル国家の現実的モデルはフランスのナポレオン・ボナパルトだったと私は考えている¹⁸。ヘーゲルにおいて、時代の第一の偉人は正にナポレオンであつたのである。彼は『皇帝が、この世界の魂 diese Weltseele……このような偉人、この個人こそ世界を驚掴みにし、これを支配しています』¹⁹と友人宛の有名な手紙(一八〇六年一〇月一三日付)の中で記している。そしてヘーゲルは云う、『もつとも重要なことは、個々人をして多数や群衆をあらわすもの、非有機的な臆見や意欲をもつもの、すなわち有機的国家に

反逆するたんなる集団的暴力たらしめないような媒介作用の意義である』(§ 302)と。国民をしてかかる非有機的な暴力的存在たらしめないようにすることこそが『国家の唯一の目的』であると断言する。すなわち、『私人の集合体はとりもなおさず、しばしば人民 Volk と呼ばれるのがつねである。しかしこのような集合体としては、人民は民衆 vulgus であつて国民 populus ではない。そしてこの点では、人民がこのような集合体として実在したり暴力をにぎつたり行為したりすることがないようにすることが、国家の唯一の目的である。人民のこのような状態は非法、非人倫、非理性一般の状態である。人民はこのような状態においては、ちやうど荒れ狂っている原始的な海がもっている暴力のように、ただ無秩序で乱雑な盲目的暴力としてしか存在しないであらう』。ここにわれわれは、ヘーゲルにおける市民社会(広義)から国家への移行が、まさに多くの貧しい労働者階級のペーベル化問題に発したものであったことをいま一度想起せざるをえないのである²⁰⁾。

人倫の喪失態たる市民社会に代るヘーゲルの人倫の現実態としての国家、その実体が実にこれであった。以上、ヘーゲルの市民社会と国家について、当面必要な部分を概括した。

マルクスはこれをどう見たか。我々にとり最も重要なマルクスにおける国家と市民社会の問題に移ろう。それには若きマルクスによるヘーゲル法哲学批判の未完成論文、所謂『ヘーゲル国法論批判 Kritik des Hegelschen Staatsrechts』(一八四三年七月—八月)が必須文献になる。しかし、マルクスによるこのヘーゲル批判は、ヘーゲル法哲学の中での肝心な市民社会の部分を全く欠いていることを

述べておかねばならない。その批判は主に国家の部に集中されている。それもその全体に就いてではない²¹⁾。かくてヘーゲル市民社会へのマルクスによるコメントの欠落の結果、マルクスもヘーゲルの市民社会レベルの悟性国家と人倫国家としての理性国家とを混同し、後者を前者と観じた上で後者を批判することとなる。「すなわち、ヘーゲルでは『理念は主体化され、そして家族と市民社会との国家に対する現実的な関係は、理念の内的な、想像上の働きと解される。家族と市民社会とが国家の前提であり、それらがもととアクティブなものであるのに、思弁のなかではそれが顛倒される wird es umgekehrt』『家族と市民社会とが国家の現実的部分、意志の現実的、精神的現存態であり、両者が国家の定在様式なのである。家族と市民社会はそれ自身を国家となす。それが原動力となつて他を推し動かすもの das Triebende である。これに反してヘーゲルによれば、家族と市民社会とは現実的理念によつて働きを受けている』『政治的国家は家族という自然的土台と市民社会という人工的土台なしにはありえず、それらは国家にとつて一つの欠くべからざる条件なのであるが、しかし条件が条件づけられたものとして、規定するものが規定されたものとして、産出するものがその産物として定立される』と。結局マルクスにとつて、政治的国家が第一の出発点をなし、これが市民社会および家族を規定し従えているという、ヘーゲルの国家観自体が問題なのである。それに対して彼は反対に、市民社会と家族、なかならず市民社会こそは政治的国家を産出し、規定するというみずからの考えを対置している。『つまり、ヘーゲルの国家(広義)では、政治的国家が相対的独自性を有する

市民社会を完全に規定する。これに反してマルクスでは、市民社会が相対的独自性を有する政治的国家を完全に規定するというだけのことになってしまふ。『ヘーゲルが願っているのは、政治的国家という『即自かつ対自的に普遍的なもの』が、市民社会によって規定されず逆に市民社会を規定することである。だがしかし、『政治的国家の私的所有に対する支配力はいかなるものなのか？ それは私的、所有自身の力であり、その本質のあらわれたものである。この本質に對置されるとき、政治的国家になが残るか？ それは規定されている政治的国家が規定しているという幻想、Die Illusionである』と。これが、マルクスにおいてエンゲルスの強い影響下にやがて『ドイツ・イデオロギー』をへて、経済的土台が政治的上部構造を一方的に規定、制約するという唯物史観公式にまで繋つてゆくと思われる。

再度注意すべきは、ここでのマルクスが、ヘーゲルの人倫的国家が市民社会（広義）を止揚した高次のヘーゲル独特の有機的立憲君主制であり、ナポレオン型国家であることをまったく理解せず（当時のいまだ若きマルクスにこれを求めるのは酷であるとはいへ）、これをアメリカに代表される、まさにヘーゲルがそれをこそ批判した市民社会（広義）次元の権力分立体制、悟性国家と同列のものとして単純に把握し批判しているということである²²。

だが、とはいへ、「にもかかわらず、マルクスのヘーゲル国家論批判には、同時に没すべからざる積極的な側面のあることがけつして忘れられてはならない。それは、ヘーゲルの国家（広義）を通常の市民社会（広義）と同一のレベルにおいて把握する偏りを犯していた

とはいへ、マルクスがヘーゲル国家論批判のなから、近代における市民社会（狭義）と政治的国家（狭義）との分離をはっきりと明確につかみ出し、ヘーゲルがその分離・対立を理性国家（広義）によって止揚、解決せんとしたことを幻想と批判して、反対に市民社会と政治的国家との対立そのものの解消、したがって政治的国家の止揚・解体および市民社会の解体への大きな方向性を打ち出したことである。すなわち、『ヘーゲルにおける比較的深いところは、彼が市民社会と政治的社会との分離 die Trennung der bürgerlichen Gesellschaft und der politischen einen 矛盾、Widerspruch と感じている点にある。しかし誤りは彼がこの解決の外見に甘んじて、これを事実そのものと称するところにある。これに反して彼が蔑むところの『もろもろのいわゆる理論なるもの』は市民的諸身分と政治的諸身分の『分離』を要求するのであつて、これは当然である。なぜならば、それらの理論は近代社会の一帰結をいいあらわしているのだからである。けだし近代社会においては、政治的、議会的要素 politisch-ständisch Element はまさに国家と市民社会との現実的關係の事象的表現、すなわち両者の分離、にほかならぬからである』。この場合、普遍的法則であるところのものが個人においてあらわれる。市民社会と国家とは分離している。したがって公民と市民すなわち市民社会の成員もまた分離している。したがって個人はわが身相手にある本質的な分割作業を手がけねばならない。現実的、市民として彼はわが身がある二重の組織のうちに in einer doppelten Organisation あるのを知る。すなわち官、僚制的組織——これは彼岸的国家である統治権の一つの外的、形式的規定であつて、彼とその

自立的現実性にはふれるところはない——と社会的組織、市民社会の組織である。しかしこの後者の組織においては彼は私人として国家の外にあり、この組織は政治的国家としての政治的国家にはふれるところがない。はじめの組織は国家組織であって、彼は終始その質料となつてゐる。第二の組織は市民的組織であつて、このものの質料は国家ではない。はじめの組織において国家は形式的対立物として彼に相對し、第二の組織において彼はみずから質料的対立物として国家に相對する。……市民社会と政治的国家との分離は必然的に政治的市民、公民の市民社会からの、彼固有の現実的經驗的現性からの分離としてあらわれる』と述べる。更に、『国家は公生活と私生活との矛盾 *Widerspruch*、普遍的利益と特殊的利益との矛盾に基礎をおいてゐる』、『国家は私生活との対立 *Gegensatz* においてのみ存在する』とか、『無政府性は、分枝された特権から解放された市民社会の法則であり、市民社会の無政府性は、近代の公的な状態の基礎 *die Grundlage* である。さらに公的な状態は、それとして、この無政府性の保証 *die Gewähr* でもある。両者は、対立しているだけ、それとおなじだけ、たがいに制約しあつてゐる *So sehr sich beide entgegensetzt sind, so sehr bedingen sie sich wechselseitig.*』と、両者の『対立と制約』の弁証法的關係について言及し、また『私的所有の共同体からの解放によつて、国家は、市民社会と並びかつその外部にある、一つの特別な存在 *Existenz* となつた』と書く。さらに「マルクスは、一八四五年二月、ダルムシュタットの出版業者 C・W・レスケとの間で、『政治学批判と経済学批判 *Kritik der Politik und Nationalökonomie*』と題する二

卷本の正式出版契約を交わした。だが、ちょうどエンゲルスとの第二の共著『ドイツ・イデオロギー』に取り組んでいた頃であり、そのためにマルクスはレスケとの約束をなかなか果たしえなかつた。そして結局その遅延を口実に、しかし実はプロシヤ政府の嚴重な検閲と圧迫に恐れをなしたレスケは出版を断念し、ぜひ出版したいというマルクスの懇望にかかわらず、二年後の一八四七年二月に契約は解除されてしまつたのである。『政治学批判と経済学批判』とあるようにこの二卷本は、近代における政治的国家と市民社会との分離・二重性をふまえて、政治学批判は政治的国家の、また経済学批判は市民社会の、それぞれの解剖学を旨指したものと考えられるが、その草稿は今日においてもいまだ発見されていない。

しかしそのうち、経済学批判のほうは、『経済学・哲学草稿』、パリおよびブリュッセル時代の経済学ノート、『哲学の貧困』、『経済学批判要綱』、『経済学批判』、『賃金、価格および利潤』そして『資本論——経済学批判』と、マルクスによつて着実に学問的な仕上げを与えられていった。その『資本論』のなかでマルクスによる政治や法や国家に関する言及がいささかなされていても、われわれは、経済学批判としての『資本論』またはその延長をもつて、それで政治学批判をも尽くすということはけつてできない。マルクスは『経済学・哲学草稿』の序文で、『国家、法律、道徳、市民生活などと国民経済との関連については、ただ国民経済学がそれ自身が職務上からこれらの対象にふれてゐる範圍だけしかふれられていない』といつてゐた。このことは『資本論』についても基本的にはまったく変わらない。

これに対しても一方の政治学批判—国家論のほうは、経済学批判のような体系的学問としてはついにこの世に提出されることはなかった²⁶⁾。

「ただこれまでも再三述べこでも繰り返し指摘しておかなければならないのは、たしかにレスケとの契約における政治学批判の著作は幻に終わってしまったけれども、不幸中の幸いともいえるべきか、当時マルクスがその政治学批判を書くに際しての大きな柱とすべきテーマを、ごく簡単な覚え書風に一一項目に分けて列記したノート、いわゆる『近代国家論プラン草稿』が残っており、これが発見されているということである。一八四四年一月頃に書かれたといわれているこの覚え書は、“近代国家の成立史あるいはフランス革命、市民的制度と国家制度とのすべての要素の二重化”に始まり、“選挙権、国家と市民社会との揚棄 *Aufhebung des Staats und der bürgerlichen Gesellschaft* のための闘争”で終わっている。そしてその内容として、人権、国民主権、代議制国家、権力分立—立法権と執行権、司法権、民族、政党などを扱おうとしているのである。いまだ国家の階級性と主権性への言及を欠くとはいえず、当時のマルクスの胸中にあった政治学批判をわれわれがイメージするにはこれで十分であろう。つまり、これがマルクスによる近代国家論の大きな骨組であったと考えられるのである。(中略)ただマルクスの文字どおり未完に終わってしまった政治学批判のためのこのほんのわずかな覚え書を金科玉条とすることはできるはずもなく、あらためて断わる必要もない。しかし私は以前からそこにマルクスにおける国家論の原型を見だし、それを今日的に継承し発展し展

開せしめていかなければならないと考えている²⁶⁾。以上見てくると、初期のマルクスにも既に後に長くマルクス主義の主流となった宿痾たる経済還元主義に通ずるところの、市民社会が国家を規定し支配する面と、ヘーゲルの市民社会≡悟性国家での欲求の体系と全面的依存性の体系との弁証法的把握に発する、国家と市民社会の弁証法的二重性の側面との二つの流れがあったといわざるを得ない。私はもとより後者の立場を採る。

国家と市民社会の分離・二重性論においては、国家と市民社会は矛盾・対立と相互依存・滲透の弁証法的関係にあることは再三述べてきた。そのいずれか一方だけが他方を規定するのではなく、動的な相互規定関係なのである。当然従って、ヘーゲルや後に検討するヘーゲルのマルクス主義者ネオクレアスの如く、国家権力就中行政官僚が上から市民社会をコントロールするのではなく、また逆にマルクス主義の如く経済的土台が政治的上部構造つまり国家を究極的に支配するのでもない。その原理的二重構造を根底に、国家と市民社会とは時々具体的な政治・経済状況に応じて変位し、²⁷⁾ いずれかの側にバイアスがかかっている。その場合表に出た優位の一方の側に対して、他方の側はもとより消え去ってしまうのでは全くなく、厳として存在し他日を期しているのである。ファッシズムやそれに準ずる如きアメリカのブッシュ・ジュニア政権、その小型日本版の小泉政権、またスターリニズムの如く国家が市民社会を吸収したかに見える場合や逆に市民社会の側が国家に対して優位な例えばイギリスの福祉国家の場合には、一見国家と市民社会の分離・二重性が判別し難くなり、両者の分離説はもはや時代おくれな古物の観を

呈するかもしれない。しかし実際はさに非ず。現にファッシズムやスターリニズムにあつても市民社会はそれなりに存続しやがて息を吹返したのであり、また市民社会バイアスの福祉国家面が後退して国家バイアスのな兵営・軍事国家面が表に出てくることもある。ともあれ、もはや国家も市民社会もいづれか一方だけを实体化し固定化することは出来ないのである。つまりその限り国家と市民社会とのシーソーゲームは続く。それに一喜一憂することなく不断に前進する *vorwärts gehen* ことが大切となる。方法論的に云えば、国家と市民社会の近代における二重性とその止揚という初期マルクスの抽象的原理を学的端緒にし、この抽象的なるものに導かれこれを媒介に下向し、夫々具体的な国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチの分析・解剖が可能となる。逆にこれら具体的なものを媒介に上向して学的始元に戻った形だが、しかしこの到着点・終点はもはや最初の単純なものではあり得ない。それはマルクスのな、抽象的なるものと具体的なるもの、下向と上向との、矛盾の統一の弁証法による政治学体系である。

ところで最近私を最も驚ろかせかつ感激せしめた特筆大書すべきは、何と云つてもフランスのマルクス研究者マクシミリアン・リュベル *Maximilien Rubel* の仕事である。その詳細は「こぶし書房」刊(二〇一〇年四月)『マルクスへ、帰れ』についてぜひ見て頂きたい。訳者の角田史幸氏による解説の一部をとりあえず紹介して読者の参考に供しよう。

「マクシミリアン・リュベルの生涯(一九〇五—一九九六)については、本書の編者による序文を参照していただきたい。特筆すべ

きは、彼が生涯一貫して、いかなる党派からも独立した単独の研究者として、原資料に基づくマルクスの思想的原像の復原に取り組んだことである。リュベルが生涯かけて目指したのは、未だに完全版が存在していない(それどころか、カール・コルシュの言葉によれば、「削除され、改竄され、偽造された」劣悪版しか存在しない)マルクスの全テキストに関して、歴史的批判版を編集・刊行することであった。一九七〇年代、この目標のためにリュベルは、世界中の独立研究者に呼びかけ、マルクス死後一〇〇年を期した記念碑版を編集・刊行するための準備を進めた。しかし折しも、モスクワと東ベルリンのマルクス主義—レーニン主義研究所は、新MEGAの刊行を予告していた。リュベルの試みは「アンチMEGA」として位置する否定的なものにすぎないという臆断の中、協力者の脱落という事態によって日の目を見ることなく終わったのである。

リュベルによる歴史的批判版編集の試みは、マルクスが生涯にわたって追究したテーマを、マルクス自身の(手紙や草稿を含めた)全テキストによって復原することを目指したものであった。計画された全三十五巻は、(一) 哲学批判、(二) 政治学批判、(三) 政治経済学批判の三つのテーマに分類され、各巻はそれぞれのテーマに対応するマルクスの主要著作を中心に、書簡・原資料・同時代文書がそれを取り巻くかたちで配列されて刊行される予定であった。マルクスの生涯にわたる思想テーマが、哲学批判、政治学批判、(ブルジョア) 経済学批判という形を取って、イデオロギー、国家、そして経済を包含した資本制社会総体に批判を向けることであつたことを考えれば、もしもリュベルのこの編集方針が実現されたならば、

未だ「知られざるマルクス」の姿を明らかにする画期的な『全集』になったことは確実である（本書二二頁を参照）。この実現しなかった歴史的批判版に代わって生み出された成果が、パリ・ガリマーから出された四巻の『プレイアード叢書』、リュベール編集によるフランス語版『カール・マルクス著作集』である。上記の編集方針のもと、第一巻・第二巻（一九六三年、一九六八年）は「政治経済学批判」、第三巻（一九七七年）は「哲学批判」、第四巻（一九九四年）は「政治学批判」をテーマにしたテキストをまとめた形で編集され、リュベール自身も翻訳の任に当たりつつ、全巻にわたって詳細な序文、訳注、補遺、注釈を付け、『カール・マルクス著作集』自体がマルクスの思想テーマに関する詳細な研究となっているのである。

最も論議を呼び、意義深かったのは、特に第二巻であった。リュベールはそこで、現行の『資本論』第二巻・第三巻にあてられたマルクスの草稿を、エンゲルスとは異なる仕方編集して配置し直した。現行の『資本論』第二巻・第三巻は、エンゲルスによって完成された形態を取るように編集されているが、実際には、未完成の生原稿の集積であり、しかもそれらは、エンゲルスによって時として恣意的に選択されアレンジされている。（二八六―二八七頁）。

このリュベールによるフランス語版『カール・マルクス著作集』全四巻の一日も早い邦訳が望まれる。就中早い時期からマルクス政治学の復権を唱えてきた私にとっては、第四巻の『政治学批判』の出版が特に最も待ち遠しいのは論を待たない。因みに、惜しくも若くして他界した優れた経済学史家、元本学教授吉田静一氏の著作『マ

ルクスにおける経済学の形成』（未来社、一九七七年）は、「リュベールを初めてわが国に紹介したものとして高く評価されるべき労作」（二八四頁）である。

マーク・ネオクレアスのヘーゲルのマルクス主義

次に、イギリス・ブルネル大学 Brunel University の政治学講師 Lecturer マーク・ネオクレアス Mark Neocleous (1964 -) 著 "Administering Civil Society — towards a Theory of State Power —" (Macmillan Press LTD 1996) 『市民社会の管理——国家権力の理論を指して——』の吟味・検討を行う。

ネオクレアス曰く、「マルクス主義者と否とを問わず、多くのマルクス解説は、土台—上部構造モデルを支持して国家—市民社会モデルを追放すべしと考えている。これは部分的には後期マルクスの著作、一八五九年の例の札付き notorious の序文（所謂唯物史観公式—柴田）に少なからずその根拠を持つ。マルクスはそこで自分の関心を市民社会から市民社会の解剖の鍵たる経済学に移した。だがこの土台—上部構造モデルによって多くのものが失われてしまったのである。このモデルから構成された粗野な経済主義は、マルクス主義の助けとなるどころか反対にそのきびしい制約と化した。（中略）またそれがマルクスが常に抱いていた国家の分析をなぜ発展させなかったかの理由でもある。今更そんなことを云うのは陳腐ですらあろう。そのみならず、マルクスが全体としての市民社会の分析を放棄したかに見える所以もまたそこにある。（中略）そこでは経済的土台が決定力で、（政治的）上部構造はこの土台の附属現象

と見做され、かかる構想によってはマルクスがヘーゲルから継承した国家—市民社会モデルの豊かさは失われてしまった。……しかしマルクスは、国家—市民社会モデルを不要とはしていないし、又市民社会²⁷を、経済的土台²⁸と取り替えてもいない。一部のマルクス主義者には悪いが、この概念をマルクス主義のボキャブラリーの中から取り去るべきではない。国家の理解は市民社会との関係の中で概念化されない限り不可能なのである。しかしそれは市民社会が経済的土台に還元されたのではとていかなわなないことである。国家の唯物主義的理論には経済学批判は必要だが不十分である。マルクスの仕事の中で国家—市民社会モデルはずっと留保されてい、それは土台—上部構造モデルと並んで *und so* 維持されねばならない。まことに人々が、マルクス主義の中であまりにも一般的になり過ぎ過度に単純化され脹れ上ってしまった土台—上部構造モデルを改めるには、国家—市民社会モデルを介する以外にはないのである²⁹と。

だがネオクレアスは土台—上部構造モデル自体がそもそも経済主義を必然するとは考えていない。そのモデルが何故執拗な経済主義を生産、再生産し続けるのかを省みるより、むしろその経済主義的偏向・解釈を改善し直すべくヘーゲル的な国家—市民社会モデルにその目を向ける。曰く「国家—市民社会モデルと土台—上部構造モデルとのいずれか一方を採り他方を排するのではなく、双方ともを使用を促すのである。……土台—上部構造論の拒否どころか、国家—市民社会論の使用が、それを改善 improve し粗野な経済還元主義の問題を阻止するのだ。(中略) この双方がともに作用する

のは、二つのモデルの共同 conjunction によってのみ可能である³⁰」と。推察するにマルクス主義の土台—上部構造モデルは依然保持する。しかしそれが粗野な経済主義を不断に産出することは願い下げだ。とはいえそのモデルには自己修正の望みは薄い。どうすべきか。経済の過度に対しては政治の強調しかあり得ない。そこで辿りついたのがヘーゲル、あの市民社会に対して国家、政治の絶対的優位を説いたヘーゲル、というわけ。そしてそのヘーゲル国家論のネオクレアス的理解の核は、官僚による「政治的行政 political administration」であり、このカテゴリーの介在による国家と市民社会の関係の「再考 rethinking」³¹となる。一方でマルクス主義、他方でヘーゲル主義、この両者の連結による土台—上部構造モデルの再考、改善のすすめである。この際細心の配慮を要するのは、ネオクレアスの所謂国家—市民社会モデルとは、私が縷々述べてきた如き国家と市民社会のマルクス弁証法的把握では全く無く、ヘーゲル主義的な国家優位の国家—市民社会モデルという一事である。先の引用部分で彼はマルクス本人もそれを留保していたなどと云っているが、それはネオクラウス自身のヘーゲルの把握をマルクスに押しつけているにすぎぬ。

ネオクレアスは云う。「国家権力の性格とその叙述の重要な展開は、マルクスのアプローチと同様ヘーゲルのアプローチを通してこそ理解され得る。これはマルクスをヘーゲルに還元することでも、またヘーゲル外的ヘーゲル out-Hegel Hegel の試みでもない。それは批判的マルクス主義なのである。批判的マルクス主義はマルクス主義の批判を内包するが、その中心はマルクスとヘーゲル双方への

批判及びマルクスによるヘーゲル読みに対する内在的批判を意味する。本書がその一部であり且つそれへの貢献と私が考える非オーストックス・マルクス主義 unorthodox Marxian は、ヘーゲル無くしてはとうてい考えられないのである」と。このように、ネオクレアスは自らの批判的マルクス主義をヘーゲルのマルクス主義として押し出す。

しからばその具体的な国家の形状はどうか。曰く、「ここに提起する国家論は、国家と市民社会の分離に基いている。(中略)この作業は、両者の分離を無視し、それを粗野にも経済主義的な土台—上部構造モデルに還元してきたマルクス主義独特の伝統からの絶縁である。それは国家—市民社会モデルによる国家権力の存在性を重ねて主張する。国家は経済的土台の附属物どころか、それは市民社会に対する構成的権力 constitutive power を持つのだ。同時にだが、国家は市民社会内での諸闘争を介して形成され、この闘争が国家権力の制度的物質性を構成する。そしてそれは階級闘争を調停し且つ国家権力の保護の下にこれを包摂する一連の行政的メカニズムの発生を促す。このように、国家—市民社会モデルの保持が必要であると同時に他方でまたその再考も必要となる。その再考は、階級闘争の産物であり、しかもその闘争を管理する政治的行政の重要性を展開することによって成される。言葉を換えれば、いまここで企てられているのは、階級闘争を土台としての政治的行政のカテゴリーに依る、国家—市民社会の分離モデルの再考であり、それを通しての国家権力への理論的アプローチなのである。この再考の理論的ルーツは、ヘーゲルとマルクスである。そしてヘーゲル主義の重要性を

強調することによって、マルクス主義を強化してきた西ヨーロッパマルクス主義の豊かな伝統から発展してきたのである」と。いささか難渋な言い廻しに閉口するが、ここでネオクレアスは(1)一方で土台としての市民社会における階級闘争から国家権力の形成を説き、(2)他方でこの闘争を調停し管理する国家の政治的行政の重要性を強調している。(1)はマルクス主義の土台—上部構造モデル、(2)はヘーゲル主義の国家—市民社会モデルである。だがこの両者は真反対であってその両立は考えられない。しかし、ネオクレアスは(2)の再考上(1)を接木しようとしている。これは先に見た、(1)の改善上(2)を用いたのと同断と云えよう。

ところでネオクレアスは、「ヘーゲルとマルクスの兩人にとって、国家と市民社会の分離が近代の紛れもない弁別的な政治的特徴である。この分離において政治的關係が形態を成し且つ分離した国家権力を通して行使される」とそれが公理であるかの如く述べている。厳密にはしかし誤りである。なぜなら、市民社会と国家の分離が近代特有の原理であるとするのは、「それは近代社会の一帰結をいいあらわしている」(前出)とのマルクスの把握であってもヘーゲルのものではない。なるほど私が先述したようにヘーゲルの市民社会(広義)の内部での欲求の体系と全面的依存性の体系に関して、前者を市民社会(狭義)、後者を国家とすれば、両者の分割は明らかであり、事実上それが国家と市民社会の近代的分離のルーツなこともその通りだ。しかしヘーゲルはそのことをどこにも明言していない。むしろ「市民社会が近代世界の太鼓判、確実な保証 hallmark である」と云っているように、ヘーゲルにとっては市民社会(広

義)こそは近代の特徴をなすものであった。そしてこの人倫の喪失態たる市民社会が人倫の実現態たる国家に移行すべしとするのがヘーゲルに外ならぬ。恐らくネオクラースはヘーゲルの家族・市民社会・国家のトリアードにおける市民社会と国家との区別を念頭に置いているのであろうが、しかしそれは近代固有の国家と市民社会の分離、区別ではない。

ヘーゲルの人倫的理性国家においては市民社会は国家に包摂、管理されている。ところがネオクラースもこれを普通の国家と見間違え、理性国家を悟性国家と誤解する。その上で彼はそこに市民社会に対する国家的行政権力を重視する理論的根拠を見出す。曰く、「国家は単に市民社会を規制するだけではない。国家に必要な目的に従って実際に市民社会を形造る」⁽³⁴⁾、「市民社会の上に国家が構成的権力を揮うということは、市民社会と国家の分離を和解させる手段であるのみならず、又市民社会の矛盾に対するヘーゲルの政治的解決なのである」⁽³⁵⁾。そしてこの構成的権力の中核をヘーゲルに做つて国家行政、官僚、公務員とするのである。「ヘーゲルは *civitas* 公務員を近代国家の根本的特徴と見做す」⁽³⁶⁾「国家と市民社会の近代的二元性において、行政的諸メカニズムの存在が根本的であるとの認識がヘーゲルの偉大な洞察の一つを現わす。政治的行政は、ブルジョア社会における国家の最も重要な代表である」⁽³⁷⁾。これは国家と市民社会の関係における、マルクスによる所謂唯物論的顛倒の再顛倒と云えようか。

だが注意せよ。かかる行政権力の重要視、過大評価に反比例した近代議会の軽視、過少評価を。曰く、「第二インターナショナルは

国家の問題を議会の問題に解消してしまった。この解消は、国家と市民社会の間の中心的調整機関である政治的行政の役割を暈し、且つ階級闘争を包摂するその役割とを曖昧にしてしまう。これは、議会での対論が重要でないと云っているのでなく、国家と市民社会の歴史的な再構築を考えると、マルクス主義国家論はその留意を議会以外の別の所に集中する必要があると云うことなのである」⁽³⁸⁾と。まことに既述したヘーゲル国家における中核的存在たる普遍的階層、官僚に比したその附属物としての議会の哀れな姿を彷彿たらしめるではないか。ここで我々は若きマルクスに依るヘーゲル国家論批判の次の指摘を想起すべきであろう。すなわち、「第一の地位についていえば、国会は、政府に対立する人民である。しかもそれは縮少された人民 (*Volk en miniature*) である。これが国会の野党的な地位である。第二の地位についていえば、国会は人民に対立する政府、だがしかし拡大された政府である。これは国会の保守的な地位である。国会はそれ自身人民に対立する行政権の一部である。しかしそれは同時に、政府に対立する人民であるという意義をもっている、というようなそれである」⁽³⁹⁾「こうして国会の要素は、一、政府に対立する人民の極であるが、二、同時に人民と政府とのあいだの中間項であり、あるいはそれは人民自身における対立である。政府の人民との対立は国会と人民とのあいだの対立によって媒介される。国会は、政府の側からみると人民の地位をもっているが、人民の側からみると政府の地位をもっている」⁽⁴⁰⁾。

マルクスは、国家と市民社会の分離・二重性を根底におきつつ、近代議会の人民性・野党性対保守性・行政権性という二重性とその

内的矛盾を剔抉している。議会は決して国家、行政官僚の後塵を拝する如き附属的存在ではないのである。ただし国会を国権の最高機関とする通説にも同じ難い。議会は国家権力の最低でも最高の機関でもなく、国家と市民社会の弁証法に規定された、市民社会の側からするダイナミックな矛盾的国家存在なのである。

以上、ヘーゲル主義的な国家—市民社会モデルを介したマルクス主義の土台—上部構造モデルの改善およびマルクス主義の土台—上部構造モデルを介してのヘーゲルの国家—市民社会モデルの再考、この二つを柱としたネオクレアスのマルクス主義国家論再生の試みを概ね検討した。前述したようにネオクレアスは、これをヘーゲルとマルクスとの結合だと云うが、私の視点から云わせてもらえばそれはマルクス主義とヘーゲル主義との折衷・雑種・ハイブリッド以外の何者でもない。もとよりそこに国家と市民社会のマルクスの弁証法、二重性のある筈も無い。⁽⁴¹⁾ただ彼も初期マルクスの「近代国家論プラン草稿」に触れては居、そのこと自体可とすべくも、なぜかそれは最後にある「国家と市民社会の止揚のための選挙権 *Stimmrecht*」についてであって、その最初の「市民制度と国家制度とへのすべての要素の二重化」についてはない。ネオクレアスの盲点である。終りに一言、彼がマルクス主義国家論における行政（法）研究の貧弱さを嘆きその克服の緊急性を説いている点は大いに傾聴に価する。私もここでマルクス政治学での行政学研究の重要性を声を大にして訴えておきたい。

近代国家論

先に私は、「国家とは権力の中の権力すなわち主権的権力であると定義づけ」、⁽⁴²⁾また「近代国家は、主権的二元性と市民社会的多元性とが矛盾・対立し且つ相互に依存し合う弁証法的存在なのであり、それは国家と市民社会との二重構造、その弁証法性を固有する近代特有の産物である」と述べた。⁽⁴³⁾これらを更に原理的に追究するのがこの課題となる。今我々の直面している最も根本的な問題は正に国家問題である。社会学者にして歌人でもあった大熊信行（1893—1977）は、一九四六年日本の敗戦直後に、戦時中の己れの言動への深い実存的反省をも含めて、次の如く喝破した。すなわち、

「国家において生きることが、人間の運命である。日本人も、ドイツ人も、アメリカ人も、そしてロシア人も、その運命において区別すべきところはなかった。国家原理の前には、人間の尊厳も、信仰も、倫理も、いかなる感情も、理性も、歯が立たない。ヨブ記に描かれた怪物リヴァイアサンは、「誰かその外甲を剥ん、誰かその雙鬚の間に入ん、誰かその面の戸を開きえんや」とある。嚏をすれば光を発し、口は火焰と火花を放ち、鼻の孔から煙を立て、淵を鼎のごとく、海を油釜のごとく湧きかえらす、とある。そして『地の上には是と並ぶ者なし。これは恐怖なき身に造られたり、是は一切の高大なる者を軽視す。誠に諸の誇り高ぶる者の王たるなり。』と記されている。ホップスがかれの国家論を『リヴァイアサン』と名づけ、国家を「人工的人間」と称した真意はともあれ、『一切の高大なる者を軽視す』とは、国家の本質に属するものをいいあてた感が深い。国家は一切の『高大なる者』の否定者である」（大熊信行

「同体」⁴⁷と定義された国家」と、国家の本質を定義づけている。更に彼は、「『国家の本質は全体利益ないし全体意志の組織化にある』『国家とはその組織に統合された全個人の協同性の表現である』というような国家本質論が擬制であるというマルクス主義の批判には、全面的に賛成さるべきである。(中略)まさしく『国家は強制秩序に過ぎない』として、国家概念に一切の現実的利害の要素を取り込まないことによつてこそ、『国家は国民の協同体である』という擬制を避けることができるのである。この擬制を解消せしめること、この擬制がその時々々の国家的強制秩序によつて不利益を受ける人々をなお服従させるという目的を意識的・無意識的に追求する理論上の詐欺であることを示すこと、それは正当なことである」⁴⁸として、国家は国家に固有の目的や内容を一切持たず、それは他の目的のための手段、形式であると、例えば国家の普遍性、共同体的本質論を斥ける。それは良い。だが同時にケルゼンは返す刀でマルクス主義の国家論にもその批判の鋒先を向ける。否むしろこのマルクス主義批判の方がケルゼン本来の目的なのだ。曰く、「マルクス主義者は、『至高の強制秩序』という国家の性格づけを、内容が乏しいとして批判するがそうではない」⁴⁹と。

では、そのマルクス主義国家論批判を見てみよう。ケルゼンは、「マルクス主義者は国家を『搾取的階級支配』『一階級による他階級の抑圧』などと概念規定するが、それは全く不当な定義である。仮に搾取的階級支配の維持のためのみ刑罰と強制執行の体系であるあの特殊な強制秩序、即ち強制行為を命ずる規範が必要とされるのだとしても、なお『階級支配』、『搾取的階級抑圧』という国家定義

は正当でない。強制規範は特殊な手段であつて、その手段が仕える目的とは概念上区別されねばならない」⁵⁰と。そして続ける。

「たしかに近代国家は一階級による他の階級の経済的搾取という目的のための手段でもありうる。しかし経済的搾取や階級対立の維持を国家一般の本質となすのは誤りであろう。なぜなら第一に、その本質的内容が経済的搾取であることが証明されない国家もあるし、第二に経済的搾取は決して近代国家の唯一の目的ではないからである。しかし特筆さるべきは、経済的搾取以外の目的、搾取阻止の目的を内容とする国家秩序もありうることである。否、強制秩序のみがこの搾取状態を阻止しようともいいうる。そもそも資本主義の経済秩序は、国家に敵対的な、殆んど無政府主義と境を接するような自由主義の教説の上に生じたもので、国家から自由な領域、経済力が存分に発揮できる領域で最も栄えるものであることを忘れてはならない。確かに自由主義国家の最小限の法秩序とて、支配階級によるプロレタリア搾取を保障する役割を果たした。それに対し、前世紀以来国家という支配機構が社会に干渉する度合がたかまり、従来自由意志に委ねられていた社会関係が法的強制の内容となるにつれて、経済的諸勢力の自由な活動によつて尖鋭化した階級対立を抑制する力が大きくなる。もとよりここ数十年来の諸々の社会立法も階級対立と経済的搾取を除去しえなかつたが、階級対立を廃する方向に努力するに際して、政治的手段、即ち国家が適当な手段であり、(本来国家的存在である)資本主義的経済秩序をどこまで除去し、他の秩序をもつてこれに代えるかは、国家的強制秩序の内容の問題に他ならないことが明らかになった。そして、こう述べたからとい

って、社会立法による搾取の制限が興隆の一途を辿る労働者組織の力によるものであるという不可疑の事実と何ら抵触しない」とマルクス主義における、手段たる国家的強制と目的たる階級的支配・搾取との同一化は不当だと非難し、また国家が社会の階級対立および経済的搾取を阻止抑制する方向に作用する社会政策的目的に仕える面のあることも指摘する。いわゆる小さな政府に対する大きな政府の効用である。これを以てケルゼンは国家の本質は階級対立、経済的搾取ではないとするのである。なるほどそれは国家の本質ではない。国家の本質は主権的公権力であると私は述べた。だがしかし急いで直ちに付け加えなければならないのは、国家の本質は国家の機能と不可分であって、ケルゼンの如くこれを形式・手段と内容・目的との関係として裁断することは出来ないという一事である。ケルゼンの依つてもって立つ基本的観点は、新カント派的な「存在と当為の二元論」³²であって形式と内容、手段と目的、規範と現実との峻別に基づく。曰く、「『国家』すなわち、法秩序である規範的国家秩序の体系としての当為・内容と、因果法則的自然秩序の体系としての存在の内容との間には、対立が可能でなければならない」³³。同じことだがこうも云っている、「国家の統一性とは規範的強制秩序の統一性であって、その服従者の現実の利益、現実の意志内容の一体性ではない。国家は統一体であるが、その他に国家によっては廃棄されない民族的・経済的・宗教的な現実の対立がある、ということが矛盾でないのは、国家が規範的な、当為の統一体であるからである」³⁴と。

しかしそうではなく、主権的公権力としての国家の本質と国家の

普遍的・階級的機能とは、一体に非ず、対立に非ず、不即にして不離の関係なのである。これらに就いては後に詳しく論ずる。更にケルゼンは次のようにマルクス主義を批判する。

「マルクスやエンゲルスの多くの用例をみると、国家は常に『階級支配の機構 (Machine)』、階級分裂によって初めて生じ、何等かの仕方ですら生じた階級支配によって必要となった特殊な装置 (Apparat) である」とされ、階級支配が除去されれば、強制装置としての国家も不要となるとされている。これらの用例のどれをみて、国家は『階級支配』とは別のものである。『階級支配がなくなつて、……軋轢や暴行が消滅するや否や、特殊な抑圧権力たる国家の必要性をもたらしてきた抑圧の対象は何もなくなる』とはエンゲルスの言葉である。ここでは『階級支配』と、そのための『機構』である国家とは明確に区別されている。それともエンゲルスは『階級支配』の消滅とともに、——階級支配が『不要となつた』といつたのであろうか。彼はまたしばしば、『国家というがらくた (Stats-plunder)』とか、国家は『青銅の斧』とともに博物館入りだとかと述べているが、階級支配が『がらくた』として博物館に入りたりするだろうか。彼が博物館入りすると考えているのは、階級支配を維持するための特殊な道具ではあるまいか。

以上の論考は、マルクス主義政治理論の内在的批判として、彼等も『単なる強制秩序』という国家概念を前提としていることを示したもので、マルクス主義者としてこれに反論しても始まるまい」³⁵と。

再度、上述した階級支配の目的とその手段たる国家との混同・同一視を批判している。これは、古典的マルクス主義国家論、例えば

既述したエンゲルス主義理論家廣松渉による「支配階級の支配機関としての国家」⁽⁸⁶⁾の如き国家の本質規定の瑕疵を鋭く衝いている。だが、これまでのマルクス主義国家論、経済主義的な国家⁽⁸⁷⁾道具説、支配階級理論を重ねて批判し、国家と市民社会の弁証法・二重性を説く我々にはケルゼンの論難は遠く及ばないのである。

国家を主権の公権力と規定する場合、とりあえず公とは何か、公の意味およびその対象が問題となる。公の意味は多義的であつて一義的ではない。通常、公は私に非ず、私は公ではない。公は私に對するもの、公と私とは対立的存在である。ここで公は普遍性、私は特殊性を、公は全体性、私は部分性を、そして公は公開性、私は秘密性を意味すると考えると解り易いであろう。しかしこの両者は対立と同時に関連し合っている。例えば次のように云われる。すなわち「健全な社会では、私的生活と公的生活とは単にたがいに排除しあうもの、競い合うものではない。むしろ両者は全体を構成する二つの片割れ、一つの逆説における二つの極なのである。両者は弁証法的に働きあい、たがいに相手を生み出し育て上げる」と⁽⁸⁸⁾。次に公私の具体的対象に就いて見てみよう。ハーバート大学で社会・政治理論を教えたジェフ・ウェイントラウプ Jeff Weintraub は、私の典型的な四つのモデル、(1) リベラリズム・モデル (2) 公民性 Citizenship モデル (3) 社会性 Sociability モデル (4) フェミニズム・モデルを挙げていいる⁽⁸⁹⁾。いま詳細は省いて各モデルの要点を示せば、(1) のリベラリズム・モデルは、公私の別をなによりも国家政府 state administration 対市場経済 market economy との間とする⁽⁹⁰⁾。(2) の公民性モデルでは、公的イコール政治

的領域と解する点は(1)と同じだが、その公的・政治的なるものは(1)と全く異なる。すなわち(1)のようなプロクルスの二元論ではそこから重要な現象が見逃され勝ちになると云う。(3)のモデルでは、公とはなによりも、人々の討議・討論・審議・集团的決定作成および共同行動を意味する。かかる公的(政治的)領域は、国家に還元され得ず、国家的統制以外の社会生活全般に存在する。これを単に私的存在と決めつけることは出来ない⁽⁹¹⁾と云う。アレント Arendt、トクヴィル Tocquville、ハーバース Harbermas 三者の間に種々違いはあるとしても、彼らに共通のこの大きな含意のあることは強調に値する⁽⁹²⁾。(3)の社会性モデルはどうか。ここでは私的領域はもっぱら個人生活就中家庭生活 domesticity のみである。近代市民社会は私的ではなく公的領域とされる。公的領域は市場および官僚的行政的形式的組織すなわちテンニエスの所謂ゲゼルシャフト gesellschaft 利益社会の領域となる。個人間の情緒的で親密な家族・友人・一次集団の領域に對する市場および形式的制度の事務的で機械的領域である⁽⁹³⁾。最後に(4)のフェミニズム・モデル。上述の(1)(2)(3)のモデルでは総じて公の方が重点的、私は従属的である。しかも男性優位、女性劣位の性的差別の下で家庭生活は軽視されほんの小事としてしか扱われてこなかった。これがフェミニズム・モデルでは逆転し、序列は公と私 Public/Private の間ではなく私と公 Private/Public の間となり、更にこれを家族対公 domestic/public の関係とする向きもある。こうして(1)のモデルでは私であつた市民社会はこの(4)のモデルでは市民社会そのものが私と公との二つに分けられる。つまり公私の別は単一の二

分法ではなしに、国家と市民社会および家庭・国家・市民社会という二つの対立 binary opposition となってしまう。だがそれでは複雑で理論的にも規範的にも不適當 inadequate であろうと云う⁽⁶¹⁾。以上、(1) (2) (3) (4) の公私モデルをあげつらった後ウェイントラウプは、公私の別の多様さ、曖昧さ、困難さを指摘すると同時に、この二分法の貴重さと明らかな不可欠性をも認め、我々が今後問わねばならぬものと結論している⁽⁶²⁾。だがそこに自らの積極的なモデルの提起はない。ただ (1) のリベラリズム・モデルを最も重要なモデルとはしているようである。私にはしかし (1) 以外の (2) (3) (4) モデルは、(1) の修正乃至そのバリエーションと思われる。決してリベラリズム・モデルを推称するという意味ではなく、「決定的なことは、国家と社会、公と私とは一方の犠牲で他方が力を振うワン・サイド関係と見なさるべきではない」⁽⁶³⁾「国家と市民社会のいずれかを特権化する二元論 dualism を拒否し、むしろ焦点を国家と市民社会の直接的関係に向けるべきなのだ」⁽⁶⁴⁾すなわち「弁証法的アプローチ⁽⁶⁵⁾」である。

因みにデラウェア Delaware 大学社会学教授ジェラルド・ターケル Gerald Turkel はその著『公と私の分離』 Deviding Public and Private⁽⁶⁶⁾、「公と私の分離は社会学理論の中核であり、この中核たるプリズムを通じて、社会における権威、正統性、法、政治参加および自由と必要物の分析のための新局面が開かれる」と、社会科学における公私の分離論の重要性を力説し、その上で更にこう述べている。「政治についてのマルクスの綱領的文獻ならびに特殊な事例の彼の分析の中で、公と私の区別は、批判的任務以上の役割を果し

ている⁽⁶⁸⁾」「公私の分離に焦点を当てることが政治へのマルクスのアプローチに新たな眺望を開いた」。「マルクスの政治理論についての諸々の論争は、国家と資本主義の関係をめぐる選択的解釈が中心である」と。公私の概念とその対象との関係の把握がいささか不明瞭だが、それはともかく、マルクスにおける公と私との分離の理論的重要性を強調しているのに注目したい。被が、マルクスの国家把握をめぐる解釈論として、道具主義理論 Instrumental theories (ドムホフ Domhoff, 1990⁽⁶⁹⁾、ミリバンド Miliband, 1969) や構造主義理論 Structural theories (プーランザス Poulantzas, 1973⁽⁷⁰⁾、バルジュス Balbus, 1977⁽⁷¹⁾)、そして国家の自律性を強調するブロック (Block, 1987) を挙げるに止まり、⁽⁷²⁾ 肝腎の国家と市民社会との弁証法にまで及んでいないと評するのは無いものねだりと云うべきであろうか。

ところで一般に国家は公権力を独占するものではなく、又公と私の関係も必ずしも国家と市民社会の関係と同一ではない。しかし、近代における国家と市民社会の二重性、弁証法は、公と私の弁証法の典型・代表であって、マルクスも国家を die öffentliche Macht (public power) としている⁽⁷³⁾、歴史的にも論理的にも国家こそはまさに公権力そのものである。

斯くて、国家はいわば公権力中の公権力なのだが、それは正確には主権的公権力としての国家ということである。しかし主権と国家とは同一ではない⁽⁷⁴⁾。主権は国家の核・頂点ではあっても、国家全体つまり権力的支配と被支配の二つから成る共同体(幻想的であっても)ではないからである。たしかに核としての主権が無ければ近代国家は国家たり得ず、主権は近代国家になによりも不可欠である。

しかし主権だけでも国家は存在しない。主権的公権力としての国家とはそういうことだと私は理解している。

だがとはいえ、伝統的に主権は国家の本質をなし、主権即国家、国家即主権とする考え方がこれまで支配的主流であった。語源的にも、主権 *sovereignty* と国家との密接な関係について、例えば E・パーカー曰く、すなわち、「『国家』は、第一義的には、優越せる最高の政治的権威たるの地位を意味し、したがって、それは、派生的に、かかる地位を享受する人または団体に適用されるにいたった。こうしてそれは、同じくラテン語に由来し（後期ラテン語の *supra-anus* という形において）、また同様にラテン語から派生したロマンス語を通じて（とくにイタリア語の *sovano* を通じて）、イギリスに伝えられた『主権』(*sovereignty*) および『主権者』(*sovereign*) という語に、きわめて類似し、実際にも同視される語となった」と。

一六、一七世紀のジャン・ボダンやトーマス・ホブズはもとより、一九世紀のヘーゲルも云う。「主権の概念が全体をおおうものとしてあります。一民族が一国家をなすとき、国家が主権者で、それが事のはじまりです。……主権こそ第一のもの、文句なく国家のはじまりです。国家はまずもって主権国家であり、一個の個体です。……国家が主権者であるというのは、国家の第一の定義です」と。更に二〇世紀に入ってケルゼンは書く。「国家は本質上主権的であるという、ほとんど異論のない見解」⁽⁷⁶⁾「ボダンの主権論は、十九世紀の国家論をもなお支配しているが、その目的および結果として、国家は本質上主権的であるという概念が想定されなければならな

い。主権概念の媒介によって行なわれる国家の絶対化はたしかに近代国家論の特徴である。それによって、かつそれによってのみ、近代国家論は、国家をすべての他の団体、殊に市町村およびこれに類似した地域団体と原理上かつ絶対に区別し、すべての他の団体は、国家に所屬し、国家に隷属するものと解しうるのである。国家は正に最高な、すなわち最包括的な団体である」「国家の明白な、一義的な標識への純理論的欲求が満足されたことも軽視してはならない」⁽⁷⁷⁾主権論は正にそれを提供したのである」。

「主権は、近代国家学では、国家権力の固有性、したがって、国家とその権力とを同視するかぎり、間接には国家のそれであるといわれる。主権を国家の固有性とし、以前のように、ある国家機関——君主、国民——のそれと認めないところに、近代国家論はその最大な進歩の一つがあると見る。そうしてそれはもつともなことである。国家権力が主権的であるとは、それが最高の権力であること、したがってその上になら上級の権力をもたず、かつ、権力を「意志」と認めるとすれば、自分の上になら上級意志をもたないことを意味するといわれる」⁽⁷⁸⁾。そして今、福田歓一は云う、「権力という言葉が普通にはそのまま公権力、なかんずく国家権力として受け取られるのは、もちろん理由のないことではない。近代社会においては、それまでの権力のあるものは廃止せられ、あるものは制限せられて、その制裁はもはや個人にとつて最も究極的な生存の剥奪に及ぶことはなく、普通団体の成員資格の剥奪以上のもものではなくなり、一方国家権力はまさに公権力の地位を独占し、生存の剥奪を含む制裁を手段として行使しているからである。したがって、権力の

公権力、とりわけ国家権力への特定化は、結局歴史的事情をはなれては考えられない。それはヨーロッパにおける近代国家の成立であり、観念的には主権概念の構成である。これまで権力という言葉を通時的に使って来たけれども、近代語における権力 power, Macht, pouvoir ou puissance 概念は、実は主権概念に導かれて、その後成立したものにすぎない⁽⁷⁹⁾。「ほかならぬこの主権こそ、絶対主義権力 stato による普遍性と多元性との打破を遂行し、さらにこの強権の制度化を指示する、むしろそれを志向してそのために作り出された論争的概念であった。周知のように、この概念をうち立てたのは、フランスの統一を求めたボダンであり、その書物は『国家についての六篇』⁽⁸⁰⁾であった」。

ところで、このように主権を国家に帰属せしめる点では共通していても、その主権の理解、主権の実体については二つの大きな対立がある。これを要するに法規範とみるかそれとも実力とみるかの相違・対立である。前者のチャンピオンはハンス・ケルゼン、後者のチャンピオンはカール・シュミットであり、主権の問題はこの対立をいかに解決するか⁽⁸¹⁾に在る。

「お断り」(10) 回に亘った「国家と市民社会の現代理論」の連載はこれで終ります。あとは、私のライフワーク『マルクス政治学原理』の方に譲ります。

〔註〕

- (1) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(一九八六年 日本評論社) 五四―五九頁。
- (2) 全 一一一頁。
- (3) 全 一一六頁。
- (4) 全 九二―九八頁。
- (5) 全 五〇頁。
- (6) 全 五六―五七頁。
- (7) 全 一五頁。
- (8) 全 二七―二八頁。
- (9) 全 二九頁。
- (10) この「階層」の訳は、長谷川宏訳『ヘーゲル法哲学講義』(作品社 二〇〇〇年) 一九七頁に拠る。
- (11) 前掲、拙著『ヘーゲルの国家理論』一〇七―一一〇頁。
- (12) 全 一二六頁。
- (13) 全 一五〇―一五一頁。
- (14) 全 一六五頁。
- (15) 全 一六五―一六七頁。
- (16) 全 一七五頁。
- (17) 全 一七八―一八〇頁。
- (18) 全 一六九頁。
- (19) 全 二四〇頁。
- (20) 全 二二八頁。
- (21) 全 二五六―二五八頁。
- (22) 全 二六四―二六五頁。
- (23) 全 二六九―二七〇頁。
- (24) 全 二七四頁。

- (25) 全 二七七一―二七八頁。
- (26) 全 二七九―二八〇頁。
- (27) Mark Neocleous: *Administering Civil Society* (Macmillan Press 1996) pp.16～17.
- (28) *ibid.*, p.165.
- (29) *ibid.*, p. ix.
- (30) *ibid.*, p. ix.
- (31) *ibid.*, p. viii.
- (32) *ibid.*, p.1.
- (33) *ibid.*, p.1.
- (34) *ibid.*, p.4.
- (35) *ibid.*, p.5.
- (36) *ibid.*, p.6.
- (37) *ibid.*, p.165.
- (38) *ibid.*, p.165.
- (39) 拙著『現代とマルクス主義政治学』（現代思潮社 一九六三年）一三五頁。
- (40) ただ一個所に“an essential aspect of the dialectic of state and society.” (p.46) 「国家と社会の弁証法に関する本質的側面」と在る。しかしそれが明確に何を意味するのかについての十分な説明はない。しかもそれはレーニン、グラムシ、アルチュセール、フーコーらに触れた個所に唐突に現われ、最も肝要なヘーゲル、マルクスにおける国家と市民社会を論ずる場ではないのである。
- 序でに、ここでマルクス（主義）国家論研究における弁証法の重要性および国家と市民社会との弁証法に言及した若干の例を挙げておこう。
- ① 「弁証法に依拠せずしてマルクス主義国家論なるものを再構築することなど事実上殆んど不可能である」² In fact, it is hardly feasible to reconstitute what might be the Marxist theory of the state, without resource to dialectics. (Anthony de Jasay (1925～)) :

The State. (Basil Blackwell, 1985, p.56)

- ② 「国家の諸組織は、原理上は商品経済の論理に似通っているといえ、自律した社会的論理にしたがって発展している。この二つの論理は、たいいていの場合互いに補充しあっているが、ときには外観に反して矛盾しあうことさえある」(マルク・ギョーム『資本とその分身』—法政大学出版社 斉藤日出治訳 一九八七年 一頁) 「資本と国家のこの二重存在」(全 二頁)。
- ③ 国際基督教大学教授 千葉眞 (一九四九～)
- 「市民的公共性が国家の公共性と常に相互排除の関係にあるということの意味するのでは必ずしもなく、むしろ両者の関係には常に非連続と連続という弁証法的契機が見られるという理解を前提としている。(中略)
- 今日、国家の公共性と市民的公共性とが、一種の緊張の関係ないし拮抗の状態にある。これは今日の日本社会だけの問題ではなく、世界の多くの国々が直面する問題でもある」(『公共哲学 5』東大出版 二〇〇二年 一三七頁)。
- ④ 京大大学教授 佐伯啓思 (一九四九～)
- 「『国家』と『市民社会』が完全に分離しないで、一方で抵抗しながら、他方で結びつく、西洋社会というのは、基本的に非常に個人主義的でありながら、他方でナシヨナリズムが強い。それは、『国家』と『市民社会』の『対抗』という軸と、『国家』と『市民社会』の『結合』という共和主義的な軸の両方が、西洋社会にはあるからだと思えます。そのことを無視するべきではない」(全上『公共哲学』5 二六一頁)。
- (42) 拙稿「国家と市民社会の現代理論(8)」(東経大学会誌第二六三号 一八頁)
- (43) 全 一九―二〇頁。

- (44) 長尾龍一訳、ハンス・ケルゼン『社会主義と国家』（木鐸社 一九七六年 一七頁）。
- (45) 全 一九頁。
- (46) 全 一四頁。
- (47) 全 一八頁。
- (48) 全 一八頁。
- (49) 全 一五頁。
- (50) 全 一三—一四頁。
- (51) 全 一三—一四頁。
- (52) ケルゼン『一般国家学』（清宮四郎訳 岩波書店 一九七一年 xii頁）。
- (53) 全 三一頁。
- (54) ケルゼン、前掲『社会主義と国家』一八頁。
- (55) 全 一六—一七頁。
- (56) 拙稿「国家と市民社会の現代理論（5）」228頁。
- (57) ロバート・N・ペラー『心の習慣』（みすず書房 一九九頁）。金泰昌は次のように云う。「韓非子は、『公』は具体的にあるのではなくて『私に背くもの』であると設定した。これを『背私謂公』と言った。韓非子のこういう公私観は荀子にもみられる。荀子や韓非子の場合『私』とは今風に言えば『私物化』です。まず否定的なものとして『私』を实体化しそれに反する方向に『公』を想定するという公私観が私の言う荀子的・韓非子的公私観である。」そういう公私観を一度解体して『公』と『私』を相反する実体と捉えるのではなく公私共進的に再構築する方向への転換の必要性、つまり『公共的』というのを『公私共進的』の略語と見てはどうなんだろう。『公共』とは『公』の部分と『私』の部分とがお互い絡み合いながら進化していく。だから『私』がないと『公』がない。『公』が『私』と別にあるのではなくて、『私』が自分を忠実に実現しながら、そこからある意味では『同時実現体』というか、ある意味ではもう一つの次元をそこから開いていく」と（東大出版『公共哲学』2「公と私の社
- 会科学」二〇〇二年 一五四頁）。惜しいかなここでは、公私の対立と相互依存・相互浸透の弁証法的関係が、相互連関面への偏奇によつて歪んでゐる。
- (58) Jeff Weintraub: *The Theory and Politics of the Public/Private Distinction* (Chicago U.P. 1997) p.7.
- (59) *ibid.*, pp.8 ~ 10.
- (60) *ibid.*, pp.10 ~ 16.
- (61) *ibid.*, pp.16 ~ 27. *ibid.*, pp.27 ~ 34.
- (62) *ibid.*, p.34.
- (63) *ibid.*, p.36.
- (64) Colin Hay, Michael Lister and David Marsh: *The State — theories and Issues* (Palgrave 2006) p.255.
- (65) *ibid.*, p.254.
- (66) *ibid.*, p.251.
- (67) Gerald Turkel: *Dividing Public and Private — Law, Politics, and Social Theory* (Praeger 1992) p.1.
- (68) (69) (70) (71) *ibid.*, p.59.
- (72) 拙著『現代とマルクス主義政治学』（現代思潮社 一九六二年 一〇頁）。
- (73) ヘルマン・ヘラー著／安世舟訳『国家学』（未来社 一九七六年）三四七頁。
- (74) E・バーカー『政治学原理』（堀・藤原・小笠原訳、勁草書房 一九六九年 一一〇頁）。
- (75) ヘーゲル、長谷川宏訳『ヘーゲル法哲学講義』（作品社 二〇〇〇年 三二八—三三九頁）。
- (76) 前掲、ケルゼン『一般国家学』一九二頁。
- (77) 全 一九三頁。

(78) 全 一七〇頁。

(79) 福田歓一『国家・民族・権力』（岩波書店 一九九〇年）六四頁。

(80) 全 七一頁。

(81) 「事実上の最高権力と法的最高権力との結合こそが、主権概念の根本問題である。この点に、主権概念のすべての難関があり、それは、一般的な同義反覆的述語によってではなく、法学的本質の明確化によって、法学上のこの根本概念をとらえるような、ひとつの定義を発見するという課題なのである」（カール・シュミット『政治神学』（田中・原田訳 未来社 二〇〇二年）二六頁。むしろ法律学的というより政治学的、国家論的課題であろう。